

議員提出議案第 25 号 女性差別撤廃条約選択的議定書の速やかな批准を求める意見書について、生活者ネットワークとして賛成の討論をいたします。

あらゆる分野における女性の差別撤廃をうたった女性差別撤廃条約は、1979 年に国連で採択され日本は 1985 年に批准しました。現在、189 か国がこの条約を締結しています。条約の実効性を高めるため、個人通報制度との調査制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」）が 1999 年に採択され、現時点で締結国のうち 114 か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

この条約により雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法ほか法整備は少しずつ進んでおり、小平市では 2019 年度 9 月定例会において、選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書が可決されました。

しかし、政府が女性活躍を推進する一方で、セクシュアル・ハラスメントやDV、性暴力、賃金格差や非正規雇用などの雇用問題、さらに 2 年ほど前には医大の受験において女子は減点されるケースがあったとの報道もありました。女性差別撤廃のためには残された課題を是正していく必要があります。

選択議定書は女性の人権保障の「国際基準」として本条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、日本が批准し個人通報制度が導入されることで、こうした不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。直近の第 203 回臨時国会では、10 月に衆議院・参議院それぞれで二つの政党の代表質問に答え、菅首相は「選択議定書に設けられている個人通報制度は、条約の実施の効果的な担保を図る趣旨から、注目すべきものと考えている」と明言しました。また、男女共同参画担当の橋本聖子大臣の答弁は、国内制度との関連で整理すべき課題については外務省を中心に検討が進められていることとあり、その後押しとしても市議会からの意見書提出は重要だと考えます。

整理すべき課題について、司法との関連は法務省も問題はないとしており、受け入れの実施体制についても関係機関が協議して決めていけばよいことで、この検討は 10 年以上も続いています。

提案説明でも述べたように国連女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況報告では、2003 年、2009 年、2016 年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求めています。2021 年は、委員会による定期報告の審議が行われる年で、すでに日本政府に対して事前質問として選択議定書の検討状況を聞かれています。

現在策定中の第 5 次男女共同参画基本計画案では、選択議定書について「早期締結について真剣に検討を進める」と記載されています。この第 5 次計画案については、選択的夫婦別姓に関する記述が大幅に後退する形で自民党が了承しました。これは意見書を全可一致で可決した小平市議会としても非常に残念な事態です。このような事態を改善してこそ、経済活動への利用としての女性の活躍でなく女性の人権も大事にできる国際的に一流の国になれるのではないのでしょうか。

小平市議会は、ジェンダー平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、選択議定書の批准に向けてすみやかに動き出すよう働きかけるべきです。

この意見書は国会及び関係行政庁に対し、速やかに選択議定書を批准するように求めるものであり、それはすなわち批准に向けた環境整備を行うことと同義です。小平市議会として国の責任ある態度を後押しするために必要と考えます。

以上申し述べて賛成の討論をいたします。

